



原告団 NEWS 略称：宗教者核燃裁判

2026年4月15日発行

No.13

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

発行人：中嶋哲演・内藤新吾（宗教者核燃裁判原告団共同代表）

事務局：〒112-0002 東京都文京区小石川3-4-14 見樹院内

宗教者核燃裁判原告団 東京事務所 電話：03-3812-3711（大河内秀人）

公式サイト <https://www.kakunensaiban.tokyo> メール shukyokakunen@gmail.com

宗教者核燃裁判

「宗教者核燃裁判」主催 東京キャラバン & パレスチナ学習会

宗教者核燃裁判 原告 / 栗原 茂

2026年1月21日、四谷、カトリック幼きイエス会ニコラ・バレ9階ホールにて、原子力行政を問い直す宗教者の会主催「宗教者核燃裁判」東京キャラバン&パレスチナ学習会が行われました。以下は参加した原告の一人としてのミニレポです。

冒頭、司会の岡山巧さんは、柏崎刈羽原発が再稼働される危機、ガザ、ウクライナの現実などを覚えて、宗教者は、命と平和を願い一人一人一分間の祈りを捧げてから始めたいと提案、参加者一同、沈黙の祈りを捧げてからの開会でした。

第一部では、そもそも宗教者核燃裁判とは何か、原告団共同代表の一人内藤新吾さんが、提訴の理由を説明、原告（260人）を一人でも増やすことが何よりも一番の力になりますとアピール、続いて北村賢二郎弁護士が原告の主張を支える弁護団の基調”樋口理論”の解説、おりよく駆け付けた河合弘之弁護士は、この裁判は命をつなぐ権利、安全な将来を求める裁判です。「こんな楽しい裁判はありませんよ！原告を増やしてください！」と挨拶されました。

第二部では、ダニー・ネフセタイさんの講演「どうして戦争しちゃいけないの～気づき・戦争と人権」です。日本に2週間の観光旅行に来た元兵士のイスラエル人が、空軍戦闘機から“ちゃぶ台をつくる木工職人”となり、なぜ今このような非戦論を説いて回っているか、軍備増強で平和は作れないと、かみ砕いた熱弁、参加者一同に平和をつくる市民の立ち位置、国家の責任を明解に

示す内容でした。

例えば、開拓という言葉を使って日本は満州国をつくり中国人から土地を奪いました。イスラエルはシオ

ニズムと言う言葉を使って60万人の入植地を奪っているのです、と。未読の方には『イスラエル軍元兵士が語る非戦論』集英社新書を推奨します。続いてアハリ・アラブ病院を支援する会代表、東京外語大学名誉教授、藤田進さんの講演は「シオニズム国家」・イスラエル終焉の始まり、ガザ・ジェノサイド戦争を「世界史」の中に位置づける基調でした。

2024年3月ガザ市シファ病院で、イスラエル軍が病院関係者60～80人を「ハマース兵」として公開処刑する衝撃的な写真、ガザ戦争15カ月、破壊と殺戮、飢餓の映像等を突き付けられ、改めて息をのむ時間でした。

今回講演を聴きながら思ったことは、講師が「アハリ・アラブ病院を支援する会」を一緒に立ち上げた村山盛忠牧師の著作『パレスチナ問題とキリスト教』2012年（ぶねうま舎）です。現在はすでに絶版ですが、村山さんは著書の中で「旧約聖書で読むイスラエル史は、パレスチナ史と同じではない、むしろパレスチナの歴史の中で旧約聖書、イスラエルの歴史を読む必要があることを指摘、またイエスは、共生のために殉教した最初のパレスチナ人であったというパレスチナ駐日代表第一代目フアトヒ・アブデル・ハミード氏の言葉を紹介しています。再版を切望して止まないです。濃密な学習会でした。

大河内さんのリアクション、質疑応答後、ZOOM参加の共同代表中嶋哲演さんが福井県から画面を通して「ささやかな小さな集まり、しかし各地に大きな塊をつくる充実した集会でした。感謝！」と合掌&挨拶をされキャラバンは締め括られました。

会場を提供されたカトリック幼きイエス会、スタッフ一同に感謝します。



第8回 口頭弁論期日（裁判）

原告準備書面を再録

宗教者核燃裁判原告 牧師 / 松岡由香子

前号宗教者核燃裁判 NEWS（第12号）で報告できなかった松岡由香子さんの意見陳述（準備書面）を再録します。これは裁判で採用された正式な文書となります。

私は若狭原発群から約45キロ、琵琶湖のほとりに住んでいるキリスト教の牧師で松岡由香子と申します。私が六ヶ所村の再処理工場をどうしても止めたいのは、普通に稼働しても1日で原発1年分の放射能を放出するからです。さらに再処理工場が事故を起こせば、高レベル廃液が貯蔵されており、全国の原発からの使用済み燃料が集まっていますから、北半球を覆うほど莫大な放射能を撒き散らすことが想定されているからです。核燃施設を止めることは、キリスト者としての責務だと思っています。

再処理工場の事故は原発事故よりずっと深刻なものになりますが、もし若狭で原発事故が起きたら、琵琶湖が放射能に汚染されて関西地区の水道水が飲めなくなると思い、40年近く原発を止めてほしいと訴えて参りました。2000年問題のときには、万一コンピュータが誤作動したらと心配で、大飯原発の近くの各家にヨウ素剤を配り、原発事故への対処と避難ルートを描いたチラシを配布しました。

福島第一原発事故ののち、2013年5月に福島の南相馬に参りました。同慶寺の田中徳雲和尚に津波の襲った地区を案内してもらった時、心と下を見ると、雑草が巨大な大きさで生えています。添付資料・写真（1）（6頁）の三つ葉のクローバーですが、普通は3センチくらいなのですが、そのクローバーはさしわたし8.5センチでした。そばにあったペンペン草（ナズナ）は草丈1メートルで、バチの長さ3センチでした。

普通は5ミリくらいのもので、びっくり仰天しました。それでそれを車に積んで帰り、二日後に押し花にしました。それをどこかに見せようというつもりはありませんでしたので、くしゃくしゃの押し花です。けれども気になったので田中徳雲和尚にこのような異常な植物は他に見たことはないか、とお聞きして送ってもらったのが、添付資料・写真（2）（6頁）です。

たんぽぽの茎が何本もかさなったような巨大なもので、花の後の綿毛がうまく育たなかったような形です。

けれども、徳雲さんはこういうことを知らせていくのは乗り気ではないようでした。それはそうです。地元の人々にとっては、こういうことは知りたくない、知られたいくないことでしょう。知ればそこで生活することに恐怖を感じるでしょうし、知られればどんな差別やいじめが待っているかわかりません。原発事故があったというだけで、福島の出身者がいろいろ差別されるのですから。それから3年後、2017年また南相馬に行って、今度はコンクリートの防波堤が劣化してこわれても大丈夫なように盛り土で作られた堤防を案内してくださいました。

ボランティアたちみんなで植林されたその堤防は、希望のある良い場所だということで案内されたのです。その上の草はらを歩き目をやると、「おや？これ、アカツメクサではないかしら？でも1メートルもある！」添付資料・写真3。おどろいて周囲の雑草を見るとみんな巨大なものばかり。80cmのオオバコ添付資料・写真4。

1mを越す赤マンマや1.4mのネコジャラシ（添付資料・写真（5）（8頁））、これらは日本のどこにでもある雑草だから、その異常さが実感できました。これも採ってから一泊して帰り、翌日三日目に押し花にしましたが、こんどは作業の途中で気分が悪くなって吐いてしまいました。写真の右下にあるものは、大津市の自宅の付近にあったものです。

今日の陳述のために、原発事故の植物への影響をネットで調べていて驚きました。スリーマイル島原発事故後の異常タンポポと福島のタンポポはそっくりではありませんか（添付資料・写真（6）（8頁））。私は生物学者でもなければ、なんの研究者でもありませんが、日本とアメリカというはるか離れた地域で、原発事故の後に、



全く同じような異常なタンポポが発生しているのはなぜかと疑問に思います。

さらに驚いたのはクローバーでもスリーマイル島で異常が出ていたのです。添付資料・写真7こちらは巨大化ではなく、四つ葉、五つ葉っぱという葉の数の異常です。チェルノブイリでも原発事故後の植物の異常が報告されています。添付

▲地裁前集会で証言する松岡由香子さん



▲口頭弁論期日の後は聖アンデレ教会で報告会と学習会を開催

資料・写真（8）（9頁）は、チェルノブイリと福島では種類はちがってもオオバコとタンポポの仲間です。

私は不思議な気持ちになります。インターネットにあがっているのは、原発事故の影響を示す画像です。私はたった2回南相馬に行って偶然これらを見た全くの素人です。学者が調べようと思えばいくらでも植物や動物の異常はわかるはずですが、新聞などにそういう記事はない。

後で福島事故後の研究報告『終わりなき危機』（ブックマン社 ヘレン・カルディコット著）を読んで、分かったことがあります。第10章「WHOとIAEAとICRPがついた嘘」という章があります。原子力産業に不利な科学的な研究や記事は否定されるのです。国と原子力産業のものすごい圧力があり、いっぽう地元の人は知られたくない、それで一般人は知らないのです。「はじめに」の11頁には「原発事故による放射能汚染と放射性降下物が長期的で深刻な医学的影響をもたらすのは、放出された放射性元素が数百年から数千年にわたって、食物連鎖で濃縮され続け、がんや白血病、遺伝的疾患の蔓延を引き起こすからだ。そうした兆候は、すでに、鳥類や昆虫に現れている。繁殖が非常に速いこうした種は、多くの世代を通じて、放射能による変異を比較的短い時間で観察できるからだ。先駆的研究により、チェルノブイリと福島の立入禁止区域で、鳥類の腫瘍、白内障、遺伝子変異、不妊、脳の萎縮が高確率で発生していることが明らかになった。動物に起こり得ることは人間にも起こる。」と書かれていました。他に蝶、セミの個体数の減少という記述もありました。自然の毒物は、刺激臭がしたり、毒々しい色をしたり、舌をさす味がしたりしますが、放射能には色も匂いも味もなく、生物が危険を避けることが非常にむずかしいものです。

原発はウランなど核分裂によって自然界にはないもの、放射性元素を作り出します。人間が神のように新しい物質を作ること、それは大抵の場合、想像できない害

を与えます。例えばフロンは人工的に作り出された物質ですが、匂いも色もなく燃えず、他の物質と反応せず、「夢のガス」と言われました。だが、50年後にはオゾン層を破壊する物質だと分かりました。それは製造と使用が世界的に禁止になりました。石油から作られるプラスチックも自然界で分解されず、マイクロプラスチックは、食物連鎖でさまざまな生物の脅威となっており、今、世界中で規制がすすんでいます。しかしながら、放射性元素の製造と再抽出、すなわち原子力発電や再処理は、スリーマイル島・チェルノブイリ・福島の重大事故後も、多くの世界で稼働されつづけています。福島第一原発事故が起きた翌月、ドイツは宗教者を含む倫理委員会を立ち上げ、持続的可能性（＝命をつなぐ権利）を理由に脱原発を決めました。2025年5月17日、台湾は原発停止を実現させました。しかし、日本は被爆国で原発災害国なのに廃止も停止もしていません。

神様のお創りになった世界が、原発で新たに出てくる放射性物質によって汚され、そこにすむ命あるものに甚大な被害を与え続けていることに、私は人間の罪を深く感じます。また核のゴミは未来世代へのはかりしれない負の遺産であり、倫理的にゆるされるものではありません。私たちには、個人の命を超えて、持続可能な社会を次の世代に継承していくことで、自分たちの幸福を追求するという「命をつなぐ権利」があります。この「命をつなぐ権利」を守るためにも、再処理工場の運転を差し止めてください。

第9回 口頭弁論期日 原告準備書面

宗教者核燃裁判 原告 / 日本基督教団牧師 飯田瑞穂

2026年2月19日東京地裁で第9回宗教者核燃裁判の口頭弁論期日が実施。今回、原告側から意見陳述がなされ飯田瑞穂さんが担当。ここに再録します。

■はじめに

日本基督教団の牧師、飯田瑞穂です。私は、キリスト教団体を通してチェルノブイリ原子力発電所の爆発事故で汚染地域となった村々を視察し子どもの支援などを行ってきました。

2022年2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻直後、チェルノブイリ原発を占拠し、原発の電源を遮断しようとしたことに震撼させられました。咄嗟に脳裏をよぎったのは、1986年のチェルノブイリ原発事故のことでし

た。ウクライナとベラルーシは、旧ソ連崩壊後の混乱と経済低迷を経たこの40年来、とりわけ子どもの命と健康を守るために病院や学校、行政、支援団体などで働く人たちが必死の努力を積み重ねてきましたが、その取り組みが、戦争と無知のために一瞬で壊わされしまう危険性を目の当たりにしたようでした。常軌を逸する戦争。原発は自国に向けられた核兵器となりえます。

■私とチェルノブイリ事故との出会い

私がチェルノブイリに関わるようになったのは、事故から5年後の1991年、一人の医師が我が家を訪ねてきたことから始まります。汚染地域では、子ども達に様々な健康被害が起き、小児甲状腺ガンが急増しはじめた頃でした。医師が持参した新聞記事によると「ドイツでは汚染地域から子どもを一ヶ月預かると、子どもの免疫能力が上がった。北海道でも、子どもたちを夏休みに招かないか」との市民からの呼びかけでした。当たり前な空気、水、食事を提供するだけで、健康の回復につながるということに驚き、数家族で5年に亘り、子どもたちを迎えました。

現在もベラルーシとウクライナでは、年間被ばく線量0.5ミリシーベルト以上の汚染地域に住む子どもたちに年2回の保養を行っています。子どもたちは学校単位で保養に行き、クラブ活動をし、医療も受けます。甲状腺手術を受けた親とその子どものための保養。血液・リンパ系の病気の子どものための保養もあります。汚染から離れた環境で安全な食事を摂ることによって、体内に蓄積された放射性物質を20%排出できることが今では証明されています。甲状腺ガンや難病を患う子どもを持つ貧困家庭では親がアルコールに依存したり、男親が女性に暴力を振るい家から去っていったりすることも珍しくありません。青少年の自死も目立ちます。汚染地域の子どもの家族にとって、保養は心身を支えてくれる希望となっているのです。

■希望21

ベラルーシ国内に「希望21」という保養所があります。そこで、医師とカウンセラーからこのような挨拶をされたことがありました。「みなさんのおかげで、子ども

ちが生きのびることができました。もしも、私たちの子どもたちが一世代生きのびられなかったら、この国は消えていたでしょう」と。事故当初、国は中絶可能期間の延長措置を採ったことや女性の正常な分娩が難しくなったこともあり、ベラルーシでは10年以上も出生率より死亡率が上回った状況が続いていました。

ようやく改善の兆しが見えたのは、国や民間が手探りで対策を講じる中、子どもたちの健康を願い、その運命が少しでもよくなるようにと、国内外で真剣に努力する市民たちの働きがあったからです。

たとえば、チェチェルスク州に住む中学教師ウラジミール先生は、行政の手が行き届かない森の中の農家を一軒一軒訪ねて親を説得し、一人ひとりのための煩雑な書類を作成して子どもたちを海外に送り出してきました。教師を退官した後は、育児放棄した親のための回復プログラムに関わっています。私が福島事故後に現地をお訪ねすると、先生は我が家で保養していたターニャと赤ちゃんに会わせてくれました。あの時、ターニャは9歳でした。「大人に見守られている子どもはストレスに強い」と語るウラジミール先生の言葉が、福島事故後生きねばならない日本の私たちに示唆を与えてくれました。

■戦時下のウクライナの子どもにとっての保養



▲飯田瑞穂さん

現在、ウクライナの汚染地域に住む子どもたちと、子どものときに原発事故を経験したその親たちは、健康被害を抱えながら戦争という二重の苦しみを負わされています。しかし、この戦争のさなかでも子どもたちに出来る限り保養が提供されているのです。ある日本の救援団体によると、ロシア軍から大きな被害を受けたジトミール州の汚染地域の子どもたちは、汚染が少ない山村の保養所に逃れた

とのことでした。子どもの声をひとつ紹介します。スタニスラフ・L(12歳)「戦争の恐怖から離れ、心を休める機会をもらったことに感謝します。僕たちのことを忘れないでくれてありがとう。僕たちはいろいろなところに遠足に行き、川辺や山の中を歩いたりしました。まさかカルパチア山脈を自分の目で見る事ができるなんて思ってもいませんでした。すべてに感謝します。そしてみなさんは僕に、どんなにお金を出しても買え



▲聖アンデレ教会裁判報告会で発言する飯田瑞穂さん

ない貴重な贈り物をくれました。それは新しい友だちです」(「チェルノブイリ子ども基金」ニュースレターより)。

新しい出会いと大人の見守りが、子どもたちに生きる希望を与えています。世界から原発事故が忘れられていく陰で、保養を続けていく人々の強い意志を感じました。

■核廃棄物の問題

翻って、日本はどうでしょう。チェルノブイリから一切学ばず、保養も放射能防護教育も推進しません。年間被曝線量20mSV/yを許容し、それを子どもにも押し付け、小児甲状腺ガンと原発事故との因果関係を認めず、ウクライナ問題を契機に原発回帰に舵を切りました。政権の高官からは「核保有」の発言まで飛び出しました。この国にとって福島の核事故は何だったのでしょ

うか。核燃料サイクルを中心に据える日本の原子力政策によって生み出された核廃棄物は、全国に約1.9万トン存在していると国は公表していますが、地殻変動の激しい日本に十万年に亘って安全に地下に閉じ込められる処分適地はないはず

です。過疎地の原発で作られた電気は、首都圏に送られる一方、全国の原発から出る使用済み核燃料は、六ヶ所村の核燃料再処理工場に集められ、再処理され、最後は過疎地のどこかに埋設されるという計画だそうですが、再処理工場が本稼働すれば、原発から出る1年分の放射能を1日で放出するため、万が一、地震などによる事故が起これば、より過酷な事故になり得ます。また、再処理する工程で原爆の原料となるプルトニウムが生産されるのです。危険なゴミは過疎地へ、見えない場所へ、被ばく労働者など弱い立場の者へと押し付けられ、まっさきに放射能の影響を被るのは子どもや妊婦、胎児です。地球の悠久な時間から見れば、わずか一時の電気を得るために巨額な資金を投じて利権を貪る原発。それに伴う核廃棄物を半永久的に地球に遺すことについて、未来の子

どもたちは私たちをゆるしてくれるでしょうか。

■命をつなぐ権利

「原発事故さへなければ」。汚染地域で何度も聞いた言葉です。本来、地球では水や大気あらゆる物質が循環し、自然界にあるすべての命は支え合い繋がりが合い、互いの調和の中で生かされてきました。人々は土から頂いたものを土に返す営みを繰り返しながら、古来から命をつないできたのです。しかし、循環とは無縁である極めて毒性の強い放射能物質をこれ以上作り出せば、いずれ地球に住むあらゆる命が被ばくしかねないことを、今、内部被ばくのリスクを抱えながら精一杯生きのびようとしている子どもたちが体中で訴えています。

私たちがなすべきことは、目の前の命を守り、地球という共有財産を保全しながら未来世代へ命をつなぎ、感謝と責任のサイクルを取り戻していくことにあります。

■さいごに

誰かの被ばくの上に電力を享受することは倫理に反します。これ以上地球を傷つけ、未来世代に核廃棄物を押し付けることも倫理に反します。よって、核燃料再処理工場の運転停止を強く求めます。

原告準備書面27の概要説明 / 弁護団 井戸 謙一

原告準備書面27は、被告準備書面(6)のうちの判断枠組み論、立証責任論に関する部分に対する反論を内容とするものです。その概要は、次のとおりです。

1 人格権侵害の具体的危険が及ぶ範囲

(1) 被告は、六ヶ所再処理工場(以下「本件工場」)から遠く離れた地域に住む原告については、仮に本件工場が重大事故を起こした場合であっても、その人格権が侵害される具体的危険はないと主張しました。

(2) この主張は、再処理工場の事故の規模を矮小化するものです。本件工場に貯蔵される使用済み核燃料の量はあまりに膨大であり、一旦重大事故が起これば、日本の全域が深刻に汚染され、居住者の人格権が侵害される具体的危険があります。西ドイツの原子炉安全研究所の報告によれば、西ドイツの再処理工場において高レベル放射性廃液が爆発した場合の死亡者数は西ドイツ人口の

半分の3000万人に及び可能性がある」とされたことが参照されるべきです。

2 再処理工場に求められる安全性のレベルについて

(1) 被告は、再処理工場に求められる安全性のレベルを決めるに当たっては、再処理工場が社会に与える利益を考慮すべきところ、本件工場は、日本のエネルギー確保のために必要不可欠である核燃料サイクルにおいて必須の位置を占める施設である上、使用済み核燃料を高レベル廃液にすることによって体積を減容し、その有害度を減らすことができると主張しました。

(2) 被告の主張は、現実を敢えて目をつぶり、既に無意味になったお題目を唱え続けるものであってあきれ果てます。核燃料サイクル（高速増殖炉サイクル）は既に破綻しました。もはやMOX燃料の主たる使い道はなくなり、残る「軽水炉サイクル」において、細々とプルサーマル発電を続けるしか用途はなく、これは、「作りすぎたプルトニウムを減らすこと」以外に積極的な意味はありません。再処理は、高レベル放射性廃棄物を減らす効果はあっても、二次廃棄物が増加して放射性廃棄物全体は減らないのであって、ほとんど利益はありません。莫大な費用をかけて、巨大なリスクを抱えて再処理事業を続けることは愚の骨頂です。

(3) 世界的にみても、再処理事業はほとんどの国がそもそも手を出していないか、断念しています。続けているフランスでも、MOX燃料はプルサーマルで使用するかありません。

(4) 科学技術を使った事業に対してどのレベルの安全性を求めるかを決めるに当たっては、その事業の有用性とその事業が抱える事故リスクとの比較考量の観点が必要か。その事業がこの社会にあってどうしても必要なものである場合は、ある程度の事故リスクがあっても、社会としては、これを受け入れざるを得ないでしょう。しかし、使用済み核燃料の再処理事業には、上記のように、有用性はありません。そんなもののために、日本国中の住民が生命、身体、健康を深刻に侵害されるリスクを負わされるというのは、どう考えても利益衡量を逸脱しています。それでも本件再処理工場を運転するのであれば、論理的に「絶対的安全性」までは求め得ないとしても、「通常人が万が一にも事故は起こらないと確信を持ちうるというレベルの安全性」を備えることが求められるのは、当然の社会通念です。

3 伊方最高裁判決の判断枠組みを用いることについて

(1) 伊方最高裁判決（1992年10月29日）は、伊方原発の設置許可処分を取消を求めた行政訴訟において、処分の違法性の立証責任を、原告から被告に事実上転換しました。被告は、行政訴訟における判断であるこの判断枠組みを民事訴訟である本件で用いるべきではないと主張しています。

(2) 今まで日本の裁判所が民事訴訟においてこの枠組みを用いてきたのは、これが、民事訴訟における当事者の実質的公平を図る上で有益だったからです。被告の主張は、日本の裁判所が長年積上げてきた実務を否定するものです。

4 浜岡データ不正事件について

(1) 2026年1月5日、中部電力は、浜岡原発3、4号機の基準地震動の基礎データを不正に操作していたことを公表しました。これに対し、原子力規制委員会は、「ねつ造であり、前代未聞の事案」（山中委員長）などと厳しく批判しており、浜岡原発3、4号機の適合性審査はストップしました。原子力規制委員会に寄せられた外部通報によって発覚したということです。

(2) 耐震設計の要である基準地震動を算出するためのデータに不正があったことは極めて重大な問題であり、中部電力は厳しく批判されなければなりません。しかしより重大なのは、外部通報がなければ、原子力規制委員会はこの不正を見抜けなかったことにあります。原子力規制委員会は、中部電力が示した基準地震動について、既に「概ね妥当」との結論を出していたのです。

(3) この事件で明らかになったのは、原子力規制委員会は、基準地震動策定の基礎となるデータの選択や評価の部分は事業者任せであって、自らチェックしていないということです。事業者は不正をしないという性善説に基づいて現在の原子力規制の枠組みは作られています。し



▲聖アンデレ教会裁判報告会で解説する井戸謙一弁護士

かし、事業者による事故隠し等の不正は過去に枚挙の暇がないほどであり、性善説がなりたたないことは明らかです。

(4) 住民による原発の運転差止めを求める訴訟において、最近の裁判所の多くは、「原子力規制委員会が新規規制基準に適合しているとして設置許可をした原発については、備えるべき安全性が備わっていると推認でき、それでも重大事故を起こす危険があるというのであれば、原告住民側が立証すべきだ」と述べています。しかし、原子力規制委員会がデータ選択、データ評価をチェックしていない以上、単に設置許可がなされたからといって、その原発が備えるべき安全性が備えているなどと判断する根拠はないはず。これは、本件工場においても同様です。裁判所は、被告に対し、厳しく安全性の立証を求めるべきです。

第9回口頭弁論

東京地方裁判所に行ってきました！

宗教者核燃裁判 / 原告 片岡輝美

2026年2月19日（木）、東京地方裁判所103号法廷にて第9回口頭弁論が行われた。開廷に先立ち13時30分より地裁前集會が行われ、各地から集った原告や支援者らは寒風の中、本裁判への熱い思いを語った。

共同代表・内藤新吾牧師は中部電力浜岡原発の近くの教会に赴任していた時代、同原発の反対運動と関わる中で、基準地震動のデータが甘いのでは？と認識していた。それが今年1月、地震基準動のデータが改竄されていたことが発覚。やはり…と思うと同時に、その不正が見抜けなかった原子力規制委員会の責任と能力が最大の問題だと主張した。

本件六ヶ所核燃料再処理施設も地震を想定する数値が甘い。すなわち耐震性が低く、再処理工場で事故が起きた場合、原発事故とは比べ物にならないほどの被害を及ぼすと言われている。そのような危険を孕む再処理工場は動かしてはならず、これ以上、核に汚染された環境を未来世代に渡してはならない。宗教者だからこそ「命をつなぐ権利」を主張するとの決意を語った。

もう一人の共同代表・中嶋哲演僧侶は地元、福井県小浜市の若狭湾には現在関西電力の原発7基が稼働しており、すべて関西や大都市に送られている。これは東京電力福島第一、第二原発、柏崎刈羽原発で作られた電気が

宗教者核燃裁判の「公式サイト」はスマホでアクセス可能。右のQRコードからどうぞ！常時更新しています。最新情報はここから。



首都圏、関東で消費されていた構図と全く同じである。大都市の人々にこそ、「過疎地を犠牲にしてまで原発の電力は要らない」と声をあげてほしいと訴えた。

また弁護団支援者である元福井地裁裁判長・樋口英明さんは「政府も裁判所も、原子力規制委員会が認可した原発なのだから、安全だろうと判断しているが、田中俊一初代原子力規制委員長は、自分たちは規制基準に当てはまるかどうかだけを判断しているのであり、審査に通ったから安全だとは言っていないと発言した。そして、東電福島第一原発事故の責任は、裁判所、政府、規制委員会、電力会社の誰も取っていない」と指摘。だからこそ、司法に原子力行政に対する判断を求める本裁判の意義は大きいと述べた。

14時30分開廷。原告席には17名が座り、傍聴席も大方塞がった。被告側の関係者とも考えられるが、これまでお見かけしたことのない傍聴者も多く見受けられた。大学生2名（うち一人はトルコからの留学生）が初めての法廷で緊張した面持ちで座っていたのが印象的であった。原告代理人の準備書面や飯田瑞穂牧師の原告意見陳述は、本裁判webサイトや本原告団ニュースに掲載している。当日の地裁前集會と記者会見の動画も、ぜひご覧いただきたい。

裁判終了後、聖アンデレ教会にて裁判の報告会と講師に七沢潔さん（元NHKディレクター）を迎え、「能登半島地震と原発～震源地からの伝言」と題して学習会が開



元テレビディレクターで、学習会を担当くださった七沢潔さん

かれた。七沢潔さんのお話は2024年元旦、震度7の地震が襲った能登半島の被害画像から始まった。道路は寸断され崩壊した集落、それまで海底にあったのに、水面から1メートルも2メートルも隆起した岩壁。自然の破



壊力の凄まじさに、この揺れに耐えられる原発はないと思った。

震度6の揺れに襲われた珠洲市高屋と寺家では、1960年代、関西電力、中部電力、北陸電力による原発誘致が始まり、30年にわたる住民の粘り強い反対運動で、2003年計画は凍結されたことが、地震の報道と共に全国に知られるようになった。反対運動の中心人物、浄土真宗大谷派の僧侶・塚本真如さんの携帯電話には、見知らぬ人々から「西日本を救ってくれてありがとう」「原発を止めてくれてありがとう」とのメッセージが届き始めた。東電福島第一原発核災害の二の舞が起きたかもしれない恐怖を覚えた市民たちからの感謝の言葉だ。

NHKディレクターだった七沢さんは、1990年5月、総合テレビで番組『ドキュメンタリー '90 原発立地はこうして進む～奥能登・土地攻防戦』を放映。珠洲市で進められていた原発の立地計画をめぐる電力会社や行政の動き、反対する住民の行動や暮らしを前年から現地に滞在して取材し、原発が作られる時、何が起こるのかを記録した番組である。

用地買収に関する取材で関電社員はカメラに向かい「我々はまず人の心を買っていく。人の心さえ買えば、土地はあとからついてくる」と発言。買収に応じた住民からも「バカにしているのか！」と厳しい批判が噴出したが、札束で頬を叩き、住民を取り込んでいくやり方が日常的に横行し、繋がりの深かった地域は分断されていった。

そのような状況で、塚本さんには一つの信条があった。「悪いのは電力会社であって、推進している人はアホで、反対する人は良識派という運動はしない。誰も個人を責めてはいけない」ことを高屋の反対運動の基本とした。

女性たちの闘いは暮らしの中で行われた。繋がりが密接な地域だからこそ、推進派、電力会社関係者とも接触



◀東京地裁前集会および原告団と弁護団の記者会見の様子は、現在YouTubeで公開しています。左のQRコードからご覧いただけます。是非ぜひ！

せざるをえない。推進派の女性は、塚本さんの妻・詠子さんが推進派の自分たちを差別することなく、「原発の話抜き」で付き合ってもらったと言う。推進派から原発視察のお土産を受け取り「もらっていいのかしら？」と思いながら食べてしまう詠子さん。そのユーモアゆえに悲壮感はなかったと当時を振り返る。

そして2024年能登地震が発生。住民皆が被災者となった。塚本さん夫婦は避難生活でも原発の話はしないと言う。20数年前、地域が分断され、原発の話はタブーとして関係を結び直してきた。「もしあの時原発が立っていたら、今頃は…」との会話は、やっと修復された関係を一気に壊してしまう可能性があるからだ。

珠洲原発のように原発建設計画を止めた地点は全国で50ヶ所にのぼる。市民には力があることの証だ。しかし塚本さんたちの配慮は、推進派反対派にかかわらず、一度分断された痛みは容易く癒えるわけではないことを物語っている。「必死の思いで原発をとめた人々が地震大国の日本を救っている。しかし日本は原発回帰を強行する。これをどう考えるか」との問いで七沢さんは学習会を開じた。



第10回口頭弁論期日決定!!
2026年6月4日(木)午前11時
 いつものように地裁前集会を午前10時に開催。可能な方は法衣やガウンでご参集ください。報告会会場と時刻の詳細なご案内は公式サイトやメルマガ、ハガキでお知らせします。